

「福岡県指定介護老人福祉施設等入所指針」より抜粋

2 入所対象者

(1) 入所対象者は、原則として、介護保険法第14条の規定に基づく介護認定審査会において認定された要介護状態区分が要介護3から要介護5までの者（以下「要介護3以上の者」という。）のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

ただし、要介護1又は要介護2と認定された者であって、やむを得ない事由により居宅での生活が困難であると認められる者は、介護保険の保険者である市町村（以下「市町村（保険者）」という。）の適切な関与の下、特例的に施設への入所（以下「特例入所」という。）を認めることとする。

(2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、次の事情を考慮すること。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心確保が困難であること。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること